質 問 第 二 一 号昭和六十年三月十八日提出

沖縄県下における農地解放及び小作 人の権利の尊重に関する質問 主意

書

右  $\mathcal{O}$ 質問主意書を提出する。

昭和六十年三月十八日

衆

議

院

議

長

坂

田

道

太

殿

提 出 者 玉

城 栄

## 沖 縄 県 下 12 お け る 農 地 解 放 及 び 小 作 人 $\mathcal{O}$ 権 利 $\mathcal{O}$ 尊 重 に 関 す る 質 間 主 意 書

内 閣 衆 質  $\stackrel{\bigcirc}{=}$ 第 五 号  $\mathcal{O}$ 内 閣 答 弁 に ょ る 農 地 法 第 七 条 第 項 第 + 六 号 及 び 同 法 施 行 規 則

第 + 条 に ょ り、 米 軍 提 供 基 地 内  $\mathcal{O}$ 製 糖 会 社 関 係  $\mathcal{O}$ 小 作 人 に 0 1 て は 小 作 地 所 有 制 限  $\mathcal{O}$ 例 外 لح

L て、 玉 は 農 地 法 第 六 条  $\mathcal{O}$ 買 収 を せ ず、 従 0 て、 石 垣 市 ほ カン 兀 地 区  $\mathcal{O}$ ように、 小 作 人  $\sim$  $\mathcal{O}$ 製 糖

社 所 有 地  $\mathcal{O}$ 売 渡 L を 行 わ な カン 0 たことが 明 5 か 12 な 0 た。

作 これ 人 5  $\mathcal{O}$ ことを 尊 重 踏  $\mathcal{O}$ ま え て、 <u>\\ \</u> 以 下 重  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ ね 点 12 わ た 0 弁 7 質 間 求 す る。 農 地 解 放  $\mathcal{O}$ 重 要 な 意 義 を考 慮

小

会

当 該 製 糖 会 社 所 有 地 が 米 軍  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る 必 要 が な < な 0 た 場 合、 農 地 解 放  $\mathcal{O}$ 主 旨 貫 徹 は 行 わ

れ る か どう か

 $\mathcal{O}$ 

権

利

 $\mathcal{O}$ 

上

12

0

て

7

明

確

な

答

を

8

る

右  $\mathcal{O}$ 場 合、 土 地  $\mathcal{O}$ 現 状 は もち Ś ん農耕 地 では なく米 軍 用 施 設に変 容 L て ζ, る。 L カュ か 0

て  $\mathcal{O}$ 小 作 地 を変容 せ L め たの は、 すべ て 玉  $\mathcal{O}$ 行 為 を 原 因 とし てい る。 製糖 会 社 と 小 作 人と  $\mathcal{O}$ V

ず れ  $\mathcal{O}$ 意 思 ŧ 行 為 ŧ そ れ に 関 係 な \ \ • このことを 政 府 は 農 地 解 放  $\mathcal{O}$ 上 でどう考え る か。

三 玉 が 当 該 土 地 を 米 軍  $\mathcal{O}$ 用 に 供すべく、 定  $\mathcal{O}$ 賃 借 料 を製 糖 会社 に 支 八払う場 合、 当 該 小 作 人 は

対する 何 5 か 0) 請 求 権 が あるとし た場合、 **,** \ カュ なる手続方途 が あ る か明らかにされ たい。

右質問する。

玉

に

対

L

て

請

求

する権

利

は

何

ら存在

L

な

V

 $\mathcal{O}$ 

か。

存 在

L

な

**,** \

なら

そ

0

理

曲

と根

拠を

示

せ。

玉

に